

## 令和6年度最上町国民健康保険直営診療施設等人材育成修学資金募集要項

本事業は、これからの最上町の国保直営診療施設、診療施設、介護老人保健施設等の医療を支える職員として業務に従事しようとする学生に対し、修学に必要な資金を貸与することにより、その修学を容易にし、最上町における医療等従事職員の育成と確保を図ることを目的として実施します。貸与を希望される方は、下記の要項に従い、ご応募ください。

### 1 貸与の対象者

貸与を希望される方は、下記のすべてを満たしていることが必要です。

- ① 現に県内又は県外の薬剤師の免許を受けるための大学又は看護師養成機関に在学若しくは合格していること（大学院は対象外）  
※ただし5年一貫校については、専攻過程の学年から対象とします。
- ② 卒業後、最上町に居住し、最上町において薬剤師、看護師の業務に従事する意思を有していること
- ③ 学業の成績が優秀であること
- ④ 他に最上町の修学資金の貸与を受けていないこと。また、受ける予定がないこと

### 2 貸与の額等

年額60万円（月額の場合は5万円）とし、無利子とします。

### 3 貸与期間

令和6年度4月分から、貸与を受ける者（以下「修学生」という。）の在学する大学、養成機関の正規の最短修業年限の終期までとします。

### 4 募集人数

1名

### 5 募集期間、提出先及び問い合わせ先

#### (1) 募集期間

令和6年3月25日（月）から令和6年4月5日（金）17時（必着）

#### (2) 提出先及び問合せ先

〒999-6101 最上町大字向町 43-1

最上町健康福祉課 最上町国民健康保険直営診療施設等人材育成修学資金担当

TEL 0233-43-3117 内線 604

### 6 提出書類

#### (1) 修学資金貸与申請書

（最上町国民健康保険直営診療施設等人材育成修学資金貸与条例施行規則別記様式第1号）

連帯保証人は1名。申請者と家計を別にする方（申請者とは異なる収入源により生活を営んでいる方）として下さい。

つまり、同一世帯の方を連帯保証人とすることはできません。

## (2) 申請者の合格通知書又は在学証明書、戸籍抄本

これらの証明書については、発行の日から2ヶ月以内のものを有効とします。ただし当該年度の合格通知書はこの限りではありません。

## (3) 学業成績を証明する書類

下記のいずれかを提出してください。

ア 1年生の場合

【提出書類】卒業高等学校（準看護学校在籍者で高等学校卒業履歴がない者は中学校）における学習成績評定書

※卒業高等学校（又は中学校）の学習成績証明書が、学校の記録保管期限切れにより入手できない場合は、在籍する大学、養成機関が発行する、申請者の成績を評価する任意の書類を提出ください。なお、詳細についてはお問い合わせください。

イ 2年生以上の場合

【提出書類】在学する大学、養成機関における前年度の学習成績証明書

## (4) 家計収入に関する証明書

申請者の家計において家計の支持者(父母又は配偶者)及び申請者本人について提出することとし、下記のいずれかを提出してください。いずれも対象者の名前と所得の記載があるものに限りします。

ア 市町村発行の直近の課税証明書

課税状況及び所得を証明するもの。発行の日から2ヶ月以内のものを有効とします。

イ 直近の源泉徴収票の写し又は確定申告書の控えの写し若しくは市町村民税申告書の写し

エ 年金受給者の場合は、その額が分かる書類の写し（年金の源泉徴収票、支払通知書等）

オ 令和6年1月以降に新たに就職又は転職した場合は、給与見込証明書（賞与を含む）

現在の勤務先で、令和6年1月から12月までの給与見込証明書を作成いただき、余白に賞与の有無を明記してください。

## 7 提出書類の審査

ご応募いただいた方について審査を行います。審査にあつては、学習成績、卒業後最上町就業を希望する意欲等、提出書類の情報を総合的に勘案し、貸与者を決定します。

## 8 貸与の決定及び修学資金の交付時期

貸与の決定は4月下旬までにお知らせする予定ですが、遅れる場合もあります。貸与の決定、不決定に限らず、申請があった方全員に結果を通知します。

貸与決定者は、決定通知において定める期間中に町長と契約書を締結することにより修学生とします。期間中に契約書の提出がない場合、修学資金の貸与を受ける権利を放棄したものとみなします。

月額貸与の場合、修学資金の初回の貸与は6月末までに4月からの3ヵ月分をまとめて行う予定です。以降は、3に定める期間中毎月貸与する予定です。

## 9 返還の免除要件

卒業後、薬剤師、看護師の免許を取得し、10年間のうち5年間、最上町の医療機関等（介護・福祉施設等を含む）に薬剤師、看護師として就業した場合、貸与した修学資金の返還を免除します。

## 10 返還

返還の免除要件を満たすことができなかった場合、直ちに一括又は貸与を受けた期間に相当する期間内に月賦又は最長半年賦により返還しなければなりません。

具体的な例としては以下のような場合です。

- ・中途退学した場合
- ・心身の故障、学業成績の不良その他の理由により修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められる場合
- ・卒業後、1年以内に薬剤師、看護師の資格を取得しなかった場合
- ・卒業及び薬剤師、看護師の資格取得後5年を経過しても、9に掲げる最上町の医療機関等に就業せず、1ヶ月以上経過した場合。
- ・返済免除となる勤務期間の満了前に、最上町内の医療機関等を離職した場合又は薬剤師、看護師として従事しなくなった場合（業務による事柄につき従事できなくなった場合を除く）

## 11 提出書類の返還

提出書類は、貸与の審査結果に関わらず、お返しできませんのでご了承ください。